

レンタルボート誓約書

- 借主(船長)は2級以上の有効な小型船舶免許を所有しています。写しを提出します。
- 船長と同乗者は暴力団員、その親交者、暴力行為の常習者ではありません。
- 営業目的ではありません。
- レンタル中は合同会社イーシスの指示に従います。
- 損害保険加入している保障範囲を確認し、保障外の損害については負担します。(約隸)
- 同乗者も含めライフジャケットは必ず着用します。子供の乗船の時は子供用を使用します。
- 携帯電話は必ず通話できる状態で携帯します。(留守番電話は解除します。)
- 定置網や浅瀬等航行に使用がでるおその場所を確認し、距離を取ります。
- 漁港・堤防・テトラポットへの係留や上陸は一切しません。
- 許可された場所以外の船内の備品は使用しません。許可されたものでも破損時は弁償します。
- 帰港時間を厳守し、天候や故障等やむを得ない場合以外の延長はしません。
- ゴミは海に捨てず又船に残さず必ず持ち帰ります。
- 同乗者の行動の責任も含めて船長が全責任を負います。
- 小型船舶操縦者法、小型船舶船長の遵守事項、海上衝突予防法、港則法、その他関係法令を遵守し、万が一法令違反した場合は船長(借主)が全責任を負います。
- 航海範囲は館山湾内とします。
- 急発進停止や急ハンドル操作は、緊急時を除いて、絶対にしません。
- 気・海象における情報収集や情報分析の判断は自己責任にて行います。
- 魚釣り等でデッキが汚れた分は清掃し返却します。
- トーイングや船舶の曳航には使用しません。
- 救助や曳航を利用された場合、操船や使用方法が原因の場合は、実費をお支払いいたします。

希望使用年月日	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分
---------	--

※御社の貸出条件を満たしていますので、ボートをお借りするにあたり、船長として誓約内容を遵守し、万が一の船を破損させたときは、正直に申告し、誠意をもって免責金額10万円をお支払い致します。

記入年月日	令和 年 月 日
船長(借主)	
住所	
氏名	
電話番号	
同乗者氏名①	同乗者氏名③
同乗者氏名②	同乗者氏名④